

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成22年9月1日付け千葉市指令教教第1-2号により行った「懲戒処分関係文書及び文書訓告関係文書」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成22年8月19日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件公文書の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同月20日にこれを收受した。

2 部分開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、本件処分を行い、条例第7条第2号（個人情報）に該当すると判断した部分について不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成22年10月4日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、同月8日にこれを收受した。

4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成22年10月29日付け22千教教第1400号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書等の提出書類並びに口頭意見陳述による異議申立人の主張

の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、不開示部分のうち、被処分者の氏名、生年、担当する教科及び過去の経歴に記載する部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 実施機関は、懲戒処分の被処分者の氏名を条例第7条第2号の個人情報に該当するとして不開示としているが、業務に係る公務員の氏名は、千葉市という団体（法人）に関する情報であり、そもそも個人情報には該当しない。

懲戒処分の被処分者の廊下での行動（体罰行為を含め前後の行動）は、目的、企画・意思、資格、費用、効果すべてについて千葉市の教育遂行の一環として行われている。「暴行」という瞬時の行為を捉えると、本来教育活動に「暴行」はありえないということになるが、問われていることは「情報の公開」であり、起きた事実が学校内でしかも授業時間内であり、相手が指導対象である生徒であることを考えれば、「暴行」もまた「千葉市に関する情報」である。

(2) 最高裁判所第三小法廷平成15年11月11日判決（平成10年(行ツ)第167号）では、千葉県情報公開条例に基づき県立高等学校校長の出張情報の開示を請求された事案において、「公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号にいう「個人」に当たるとを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえない」として、公務員の氏名情報は原則開示されるべきという結論を出している。

本件懲戒処分の対象行為は、いずれも被処分者の職務遂行に関する行為であり、この最高裁判決の結論に従う限り、懲戒処分の被処分者の氏名情報を不開示とした本件処分は条例第7条第2号の解釈を誤っており、最高裁判例に反し違法である。

また、実施機関は担当教科、生年及び経歴について、それらがわかると氏名が特定されるとの理由で不開示としているが、上記のとおり、氏名は不開示とすべきではなく理由にならない。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、平成22年7月8日、千葉市立中学

校の男性教諭が起こした体罰事件に関する同教諭に対する懲戒処分の関係書類及び同校の校長に対する文書訓告処分の関係書類である。

2 本件公文書における不開示情報について

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

異議申立人が開示を求める情報のうち、被処分者の氏名は、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。また、担当教科、生年及び経歴は、すでに報道されている情報や各市立学校において作成され、当該学校又は教育委員会で閲覧できる「学校要覧」と照合することにより被処分者の氏名が特定されることから同号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書該当性について

異議申立人が開示を求める情報は、実施機関が懲戒処分等を行った場合の公表の基準を定める「懲戒処分の指針」に照らしてみると、公表をする場合に当たらず、実際に処分を行った際にも公表していない。したがって、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、条例第7条第2号ただし書イにも該当しない。

さらに、異議申立人が開示を求める情報は、懲戒処分に関する情報であり、公務員等が懲戒処分等を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する私事に関する情報でもある。「公務員等の職務の遂行に係る情報」のうち「職」及び「職務の遂行の内容に係る部分」は開示することとされているが、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、組織上の地位に基づいて、その担任する職務を遂行する場合の情報をいい、公務員等個人の私事に関する情報は含まない。したがって、条例第7条第2号ただし書ウにも該当しない。

以上のことから、条例第7条第2号に該当し、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書及び本件公文書における不開示情報について

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成22年7月8日、千葉市立中学校の男性教諭（以下「本

件教諭」という。)が起こした体罰事件に関する本件教諭に対する懲戒処分(以下「本件懲戒処分」という。)の関係書類及び同校の校長に対する文書訓告処分の関係書類である。

(2) 本件公文書における不開示情報について

本件公文書における不開示情報は、次のとおりである。

- ア 本件教諭の氏名、担任する学級、担当教科、住所、印章、生年月日、採用年月日、所属年数、過去の経歴、管理監督者の生年月日
- イ 被害生徒の氏名、所属学級、所属する部活動、保護者等の氏名、住所、総合体育大会における出場種目及び成績
- ウ 被害生徒の学級担任の氏名
- エ その他の生徒の氏

(3) 不開示情報における異議申立対象情報について

本件不開示情報のうち、異議申立ての対象となった情報(以下「本件異議申立対象情報」という。)は、本件教諭の氏名、生年、担当教科及び経歴である。

なお、本件異議申立対象情報は、実施機関の懲戒処分等の公表基準を定めた「懲戒処分の指針」において、公表の対象とされておらず、実際上も公表されていないものと認められる。

2 条例第7条第2号(個人情報)について

(1) 本件異議申立対象情報の本号該当性について

実施機関は、本件公文書における不開示情報のすべてを本号に該当するものとして不開示決定を行っている。本件異議申立対象情報は、本件公文書における不開示情報の一部であることから、実施機関は、本件異議申立対象情報のすべてを本号に該当するものとして不開示としたものである。

(2) 本号本文の趣旨及び解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものは不開示とすることとしたものである。

また、本号本文にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として本号本文にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。

(3) 本号本文の該当性について

これを本件についてみると、本件異議申立対象情報は、本件教諭の氏名、生年、担当教科及び経歴であり、いずれも本件教諭個人とかかわりのある情報であって、本件教諭個人を識別することができるものと認められることから、本号本文に該当するものと解すべきである。

この点、異議申立人は、本件教諭の氏名情報は、職務遂行に係るものである

以上、個人情報ではなく、千葉市という団体に関する情報であり、同条第3号に規定する法人等情報に該当することから、原則として開示すべきであると主張する。

しかし、同号は「法人その他の団体（本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と規定しており、同号にいう「法人その他の団体」に本市が含まれていないことは、条文上、明らかである。

異議申立人の主張どおりに、仮に本件教諭の氏名を「千葉市という団体に関する情報」と解したとしても、同号に規定する法人等情報に該当するものということとはできない。

したがって、異議申立人の主張に理由はなく、氏名をはじめとする本件異議申立対象情報について、本号本文に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 本号ただし書について

次に、本号ただし書の該当性が問題となるが、本件異議申立対象情報が、ただし書イに該当しないことは明らかであるから、以下、ただし書ア及びウの該当性について検討する。

ア 本号ただし書アの趣旨及び解釈について

本号ただし書アは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人に関する情報」について、個人情報から除外することを定めたものである。

また、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、実施機関が公にすることを目的として作成した情報などをいうものと解するのが相当である。

イ 本号ただし書アの該当性について

これを本件についてみると、本件異議申立対象情報は、実施機関の懲戒処分等の公表基準を定めた「懲戒処分の指針」において、公表の対象とされておらず、実際上も公表されていない。

したがって、本件異議申立対象情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないものと解すべきである。

ウ 本号ただし書ウの趣旨及び解釈について

本号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に係る情報」のうち、その「職務の遂行の内容に係る部分」とその「職」に関する情報について、開示することを定めたものである。

また、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、組織法上の地位に基づいて、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうのであり、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等の職員としての身分取扱いに係る情報は含まれないと解するのが相当である。

エ 本号ただし書ウの該当性について

これを本件についてみると、本件懲戒処分の対象となった本件教諭の行為が、体罰行為であることは明らかである。

この点、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定しており、そもそも校長及び教員に体罰行為を行う権限は認められていない。したがって、職務権限外の行為である体罰行為に関する情報は、公務員等の「職務の遂行上の情報」に該当しないものと解さざるをえない。

本件異議申立対象情報は、こうした体罰行為に関する情報であるといえるから、「職務の遂行に係る情報」に該当するものではなく、本件教諭の個人的行為に関する情報と解すべきである。

なお、異議申立人は、前記「最高裁判所平成15年11月11日判決」を挙げた上で、本件懲戒処分の対象である行為（本件教諭の体罰行為を含めその前後の行動）は、職務遂行に関する行為であるから、本件異議申立対象情報は、同判決に基づき開示されるべきであると主張する。

しかし、同判決は、出張という「職務の遂行に係る情報」について判示したものであるのに対し、本件異議申立対象情報は「職務の遂行に係る情報」ではなく本件教諭の個人的行為に関する情報である以上、同判決をもって、本件異議申立対象情報を開示すべきとする理由にはならない。

したがって、本件異議申立対象情報は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上より、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年11月 1日	諮問書の受理
平成22年12月 3日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年 1月11日	異議申立人から意見書を受理
平成23年 2月14日	審議（第108回審査会）
平成23年 3月25日	審議（第109回審査会）
平成23年 5月24日	異議申立人意見陳述及び審議（第111回審査会）
平成23年 6月28日	実施機関理由説明及び審議（第112回審査会）
平成23年 7月26日	審議（第113回審査会）
平成23年 9月26日	審議（第114回審査会）
平成23年10月24日	審議（第115回審査会）